

京都大学教室系技術職員に係る組織要項新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、京都大学の教室系技術職員（以下「技術職員」という。）にかかわる職務が教育研究の進展に伴って高度化、専門化してきていることに鑑み、その能力及び資質等の向上を図るとともに、優れた人材の確保に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(技術官及び技術官補)</p> <p>第2 総長は、技術職員が特別な知識及び技術を基盤として、独立して又は教官と共同して各種研究、実験、測定、分析、検査等大学における教育・研究を支える極めて重要な専門的職務に従事していることに鑑み、技術職員に技術官又は技術官補の名称を付与するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3 京都大学に、専門技術に着目した各部局を横断する全学的な教育研究支援機構として総合技術部を置く。</p> <p>第4 技術職員が在職する部局に、各部局における教育研究にかかわる技術業務及び技術開発並びに実験実習等に関する業務を円滑に行うための組織として技術部を置く。ただし、隣接する等の部局にあっては、専門性から一つの技術部を置くことができる。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、京都大学の教室系技術職員（以下「技術職員」という。）の能力、資質等の向上及び優れた人材の確保並びにこれらを通じた高度かつ効果的な教育研究の支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(技術部)</p> <p>第2 技術職員が在職する部局に、当該部局の教育研究に係る技術業務及び技術開発並びに実験実習等に関する業務を円滑に行うための組織として技術部を置くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、技術部を置かない部局の技術職員は、専門性等から他の部局の技術部に参加することができる。</p> <p>3 技術部に、技術部長を置き、当該部局の教員をもって充てる。</p> <p>4 技術部長は、技術部を総括する。</p> <p>5 技術部の業務を総括整理し、所属の技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行うため、技術部の規模に応じて、技術長を置くことができる。</p> <p>6 技術部に所属する技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行うため、技術部の業務の実態に応じて、技術班長等を置くことができる。</p> |
| <p>(総合技術部)</p> <p>第5 総合技術部は、総長の直属機関とし、各技術部を総括する。</p> <p>2 総合技術部に、総合技術部長を置き、総長が指名する部局の長をもって充てる。</p> <p>3 総合技術部長は、総合技術部を総理する。</p> <p>(総合技術部会議)</p> <p>第6 総合技術部に、総合技術部会議を置く。</p> <p>2 総合技術部会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> | <p>(総合技術部)</p> <p>第3 京都大学に、技術職員の能力、資質等の向上を図るとともに、各部局を横断して教育研究の支援を行うための組織として総合技術部を置く。</p> <p>2 総合技術部は、前項の能力、資質等の向上のために必要な研修及び教育研究の支援に関し必要な連絡調整を行う。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 総合技術部長は、総合技術部の所務を掌理する。</p> <p>(総合技術部委員会)</p> <p>第4 総合技術部に、総合技術部委員会を置く。</p> <p>2 総合技術部委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(1) 総合技術部長 (2) 技術部長 (3) 技術長 (4) 関係部局の事務部の長 (5) その他総長が必要と認めたる者</p> <p>3 総合技術部会議は、教育研究に係る専門技術に関する次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 専門技術の総合的な企画及び推進に関すること。 (2) 専門技術の向上のための研究及び指導に関すること。 (3) 専門技術に係る研修についての企画及び実施に関すること。 (4) その他専門技術に係る総合的な業務に関すること。</p> <p>4 総合技術部長は、総合技術部会議を招集し、議長となる。</p> <p>5 総合技術部会議の運営その他必要な事項は、総合技術部会議が定める。</p> <p>(技術長会議) 第7 総合技術部会議の下に、技術長会議を置く。 2 技術長会議は、技術長で組織する。</p> <p>3 技術長会議は、専門技術に関する次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。 (1) 専門技術の総合調整に関すること。 (2) 専門技術について各技術部間の連絡調整に関すること。 (3) 実験研究用機器の利用等についての調査研究に関すること。</p> | <p>(1) 総合技術部を担当する理事 (2) 総合技術部長 (3) 技術部長 若干名 (4) 第6第5項に規定する総括技術長</p> <p>(5) その他総合技術部長が必要と認めたる者 若干名</p> <p>3 前項第3号及び第5号の委員は、総合技術部長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 総合技術部委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 教育研究支援の在り方に関すること。 (2) 組織の在り方に関すること。 (3) 人材育成の在り方に関すること。 (4) 人材交流等の在り方に関すること。 (5) その他総合技術部の運営に関し必要なこと。</p> <p>6 総合技術部委員会における前項各号の審議に当たっては、必要に応じて関係部局の意見を聴取するものとする。</p> <p>7 総合技術部長は、総合技術部委員会を招集し、議長となる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、総合技術部委員会の運営に関し必要な事項は、総合技術部委員会が定める。</p> <p>第5 総合技術部委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。 2 小委員会には、必要に応じて第4第2項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。 3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総合技術部長が委嘱する。 4 前3項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総合技術部委員会が定める。</p> <p>(技術長会議) 第6 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。 2 技術長会議は、技術長並びに防災研究所及び原子炉実験所の技術室長並びに情報環境部情報基盤課長(以下「技術長等」という。)で組織する。</p> <p>3</p> <p>(1) (2) } (同 左) (3)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>4 技術長会議に、総括技術長を置き、<u>技術長の互選により定める。</u></p> <p>5 総括技術長の任期は、<u>1年とする。</u></p> <p>6 総括技術長は、技術長会議を招集し、議長となる。</p> <p>7 技術長会議の運営<u>その他必要な事項は、技術長会議が定める。</u> (専門技術室)</p> <p>第8 技術長会議の下に、<u>専門技術分野によって分けた次に掲げる専門技術室を置く。</u> 第1 専門技術室(工作・運転系) 第2 専門技術室(システム・計測系) 第3 専門技術室(物質・材料系) 第4 専門技術室(生物・生体系) 第5 専門技術室(核・放射線系)</p> <p>2 技術官及び技術官補は、いずれかの<u>専門技術室に属するものとする。</u></p> <p>3 各専門技術室においては、<u>専門技術に関する次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて審議内容を総合技術部会議及び技術長会議に報告するものとする。</u> (1) 専門技術に係る情報収集、交換に関すること。 (2) 専門技術の向上のための研究に関すること。 (3) 教育研究に係る技術業務及び技術開発並びに実験実習等に関すること。 (4) その他技術にかかわる専門的業務に関すること。</p> <p>4 各専門技術室に、それぞれ<u>専門技術室長を置き、当該専門技術室に属する技術長の互選によって定める。</u></p> <p>5 専門技術室長は、<u>当該専門技術室の業務を総括整理する。</u></p> <p>6 各専門技術室の運営<u>その他必要な事項は、各専門技術室長が定める。</u> (技術部)</p> <p>第9 技術部に、<u>技術部長を置き、当該部局の教官(第4ただし書の場合にあっては、当該関係部局の教官)をもって充てる。</u></p> <p>2 技術部長は、<u>技術部を総括する。</u></p> <p>3 技術部に、<u>規模に応じて、技術長、技術班長又は技術主任を、必要に応じて前任技術専門職員又は技術専門職員を置くことができる。</u></p> <p>4 技術長は、<u>技術部の業務を総括整理し、所属の技術職員に対し、技術的な指導・育成等の任に当たる。</u></p> | <p>4 前項に定めるもののほか、<u>技術長会議は、総合研修に関する事項を審議する。</u></p> <p>5 技術長会議に、総括技術長を置き、<u>技術長等の互選により定める。</u></p> <p>6 総括技術長の任期は、<u>1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>7 (同 左)</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、<u>技術長会議の運営に関し必要な事項は、技術長会議が定める。</u> (専門技術群)</p> <p>第7 総合技術部委員会の下に、<u>各専門技術分野ごとに専門技術群を置く。</u></p> <p>2 前項の専門技術群の組織は、<u>総合技術部長が定める。</u></p> <p>3 技術職員は、いずれかの<u>専門技術群に属するものとする。</u></p> <p>4 各専門技術群においては、<u>専門研修及び専門技術に関する次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて審議内容を総合技術部委員会及び技術長会議に報告するものとする。</u> (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>5 各専門技術群に、それぞれ<u>専門技術群長を置き、当該専門技術群に属する構成員の互選によって定める。</u></p> <p>6 専門技術群長の任期は、<u>1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>7 専門技術群長は、<u>当該専門技術群の業務を総括整理する。</u></p> <p>8 前各項に定めるもののほか、<u>各専門技術群の運営に関し必要な事項は、各専門技術群長が定める。</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>5 <u>技術班長は、班の業務を整理し、極めて高度な専門的知識、技術等に基づく業務を担当するとともに、班に所属する技術職員に対し、技術的な指導・育成等の任に当たる。</u></p> <p>6 <u>技術主任は、高度な専門的知識、技術等に基づき担当の業務を処理するとともに、担当する業務に従事する技術職員に対し、技術的な指導・育成等の任に当たる。</u></p> <p>7 <u>前任技術専門職員は、特定の分野について、特に高度の専門的業務又は経験を必要とする業務を直接処理するとともに、必要に応じて、同一業務に従事する技術職員に対して、技術的指導及び育成等の任に当たる。</u></p> <p>8 <u>技術専門職員は、特定の分野について、高度の専門的技術又は経験を必要とする業務を処理する。</u></p> <p>9 <u>第4項から前項までに規定する者以外の技術職員は、技術的業務に従事する。</u> (<u>規程の制定及び報告</u>)</p> <p>第10 <u>第4の規定により技術部を置く部局の長(第4ただし書の場合にあっては、当該関係部局の長の協議によって定められた部局の長。次項において同じ。)は、技術部組織規程を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>部局の長は、前項の規程を制定し、又は改廃したときは、総長に報告するものとする。</u></p> | <p>(<u>総合技術部に関する事務</u>)</p> <p>第8 <u>総合技術部に関する事務は、人事部において処理する。</u> (<u>その他</u>)</p> <p>第9 <u>第3から第8までに定めるもののほか、総合技術部に関し必要な事項は、総合技術部長が定める。</u></p> <p>附 則 この要項は、平成18年4月1日から実施する。</p> |